

## (仮称)五島福江島風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社レノバが、長崎県五島市において、最大で総出力38,500kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺は西海国立公園に指定されているほか、同区域内には森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域である。また、同区域は五島市福江島の中心部に位置するが、同島の南西部（大瀬崎）はハチクマ等の渡り鳥の集結地であることが知られており、渡りの時期には同区域周辺を高い頻度で飛翔している可能性があることから、本事業の実施に伴い、これらの環境保全上重要な地域並びに鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在していることから、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらの影響を回避又は極力低減するため、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) 事業計画の見直し

2. (1)、(2)、(4) 及び (5) により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類及び景観に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影

響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成 18 年 7 月）に基づく崩壊土砂流出危険地区及び長崎県が公表している土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等及び工事計画の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響及び河川・沢筋等の水環境への影響について調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、土地の改変量及び土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、自然環境及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域は五島市福江島の中心部に位置するが、同島の南西部（大瀬崎）はハチクマ等の渡り鳥の集結地であることが知られており、渡りの時期には同区域周辺を高い頻度で飛翔している可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、専門家等からの助言を踏まえ、適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路等を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等の検討すること。

#### (5) 景観に対する影響

本事業は、国立公園及び国定公園内では実施しないものの、事業実施想定区域の周辺は西海国立公園に指定されており、本事業の実施により、当該国立公園内の眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、西海国立公園の管理者及び関係自治体の意見を踏まえた上で、必要に応じて専門家や利用者等の意見を踏まえること。